

特別インタビュー

「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」 運用から1年半、「GL本」執筆者に聞く

2022年4月に運用が始まった「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」（以下、GL）。2021年より議論がなされ策定されたが、今年8月末に公表された「挑戦する中小企業応援パッケージ」（経産省・金融庁・財務省）における中小企業の「再生フェーズ」でも引き続き注力項目となっており、今月17日には活用事例が公表された。

運用開始から1年半が経ち、9月18日、このGLを策定した「中小企業の事業再生等に関する研究会」の実務家委員を中心に、書籍『中小企業の事業再生等に関するガイドラインのすべて』が出版された。編者の小林信明弁護士と編集委員の横田直忠弁護士に、今回の書籍とGLの現状、今後について話を聞いた。

——出版の背景は

小林 GLの普及と、正しい理解の浸透のためです。研究会のメンバーや研究会時代から策定をバックアップしていた人を中心に、策定の背景や目的を踏まえて執筆し、出版することとなりました。新しい制度であるGLを理解するための必須本であると思っています。

——読み手は誰を想定していますか

小林 実際にGLに関わる金融機関、中小企業自身にも読んで理解していただきたいですが、中小企業の経営者にとっては難しい部分もあると思う



小林信明弁護士（左）と横田直忠弁護士（右）

ので、事業者にアドバイスをする専門家（弁護士、税理士、会計士）など、GLの中で重要な役割を担う方々にも読んでほしいです。

——書籍は実務家による座談会で始まり、GLに合わせた解説がなされています

横田 GLに記載し切れていない論点が多く検討されていることが特徴です。私的整理の柔軟性があるが故に発生する実務上の疑問について、専門家がその場で考え、案件を処理していくという意味では、大きなベースラインとして重要な役割を担う書籍になったと思います。

——帝国ニュースの読者である中小企業や金融機関に関係するところは

小林 金融機関・中小企業双方のあるべき姿が描かれたGL第2部に関する部分です。倒産後の財務調査で粉飾決算が見つかったときに、なぜ粉飾

を行ったのか経営者に聞くと、多くの方が「金融機関に正直に情報を開示することで、かえって会社の不利益になってしまう（資金が止まってしまうなど）と思ってやむを得ず」と答えました。リスク回避のために粉飾決算をして良いということではありません。ですが、互いのコミュニケーションが不足することは、事業者にとっても金融機関にとっても不幸な結末を呼んでいます。

——平時から信頼関係の構築が重要だ、ということですね

小林 平時から中小企業と金融機関が、「信頼関係の構築」を主眼とする付き合い方をしていれば、事業者は経営状態が悪いときにも隠さずに金融機関に相談をして、金融機関も適切なアドバイスをすることで有事（経営破綻）に至る前に経営改善ができる可能性があります。仮に有事に陥っても、信頼関係があれば債務調整も非常にスムーズに進むでしょう。そういう意味で、平時の金融機関と事業者の付き合い方という指針も非常に重要だと思っています（書籍P13参照）。

——しかし、粉飾決算が発覚するケースは足元で増加しており、中小企業と金融機関が理想の関係に近づくのは簡単ではありませんね

小林 両者の関係が良くなっているかどうかを判断するのは難しいですが、まずは「平時の付き合い方が重要だ」ということを金融機関側も事業者側も認識した（※）ことが第一歩です。良い方向に進んでいるということは間違いなく、効果は徐々に上がってくるのではないのでしょうか。

横田 私は中小企業活性化協議会（以下、協議会）の私的整理の案件に多く携わっており、協議会で



今回出版された『中小企業の事業再生等に関するガイドラインのすべて』（商事法務）

のバンクミーティングの終わりに協議会の統括責任者が対象債権者に対し、GLを引用して誠実な対応を要望された一幕がありました。このような地道な取り組みが各地域で進んでいくことで、GLの考え方が周知され、第2部の考え方が浸透していくことを願っています。

——協議会との違いやすみ分けはどう捉えたらよいでしょうか

小林 中小企業の実態に即したGLを協議会とは別に作るということに意味がありました。協議会で対応できる部分もありますが、協議会に馴染まない案件、あるいは案件が増え、協議会のキャパシティを超えるような場合もあります。GLができたことで選択肢が増えました。廃業型私的整理を初めて作ったということも、意味のあることだと思っています。

——ガイドラインの利用はまだ少ないという声もあります

横田 GLの運用開始からまだ1年半というなかでは、活用されているという評価が良いと思います

（※）GLの策定には金融機関と商工会議所からの委員も参加している

(TDBの取材では案件数は100件以上あることを確認)。案件数は協議会と比べると少ないですが、選択肢を増やしたことに意味があります。協議会で二次対応がうまくいかず、事業再生がとん挫するタイミングで円滑に廃業型私的整理を選択できるなど、法的整理ではなく私的整理の枠組みの中でいくつも選択肢がある、その道筋ができたことに意義があるということ、当時中小企業庁で政策企画に従事していた立場としては感じています。

——政策としてのGLの意味は

横田 コロナの影響を受けた中小企業は過大な債務が課題となっており、早期の経営改善、事業再生の決断をしなければならない企業が潜在的にあります。この問題を解決するため、協議会、よろず支援拠点などの公的機関だけでなく、民間でも支援可能なGLを活用し、地域における中小企業支援の最大化を図っていこうというのが大きな目的です。過大な債務についてどうしても対応を先送りにしがちですが、このような全体的な取り組みが進んでいくことにより出口が見えるのではと思います。

——GL浸透への課題は

小林 GLが浸透していくためには「透明性」と「公平性」、そして実務面で「第三者支援専門家の質」が重要です。皆が納得感を醸成できる手続きであり続けることが、GLの肝です。信頼感のある手続きになっていくか、あり続けていくかというところが課題と思っています。

——「第三者支援専門家」を担える弁護士などが少ないという課題もあります

小林 第三者支援専門家は地方ではまだ少なく、ゼロの都道府県もあります。質を高めながら、第三者支援専門家の数を増やしていく、確保していくということが課題です。第三者支援専門家リストに掲載される要件を満たしていない弁護士のために「補佐人制度」があり、補佐人として経験を積むことで第三者支援専門家の要件を満たす設計にしましたが、選定要件が厳しく制度をうまく利用できていないという声もあるので、うまく機能するように進めていく必要があります（「挑戦する中小企業応援パッケージ」の再生フェーズで選定要件の緩和が掲げられている）。

横田 今年8月末に政府が「挑戦する中小企業応援パッケージ」を発表し、協議会の体制強化の中で“弁護士の拡充”が掲げられています。協議会に入る弁護士が増えれば、地域の弁護士に私的整理の実務が浸透しますし、第三者支援専門家への道筋もできます。中小企業支援のハブとしての役割を協議会が果たすことにより、良い循環で増えていくのではと思います。

——ありがとうございました

(取材・文／情報統括部 倒産・再生チーム)



GLの詳細はこちらから
(全国銀行協会)

※本紙掲載の「ゼロからわかる！中小企業の事業再生」(2022年6月21日ほか、全8回)でも解説しています